

三重県一般海域管理条例（仮称）あり方検討会 規約

（名称）

第1条 本会議は、「三重県一般海域管理条例（仮称）あり方検討会」（以下、「本会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会議は、三重県全域の一般海域における放置船対策を講ずるため、三重県一般海域管理条例（仮称）（以下、「条例」という。）の制定を目的として設置する。

（活動内容）

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 三重県一般海域管理条例連絡調整会議で作成した条例案について、法的判断、有効性などの検証
- 二 その他本会議の目的を達成するために必要な事項

（構成員）

第4条 本会議は、別紙に掲げるものをもって構成する。

（役員）

第5条 本会議に会長1名、副会長1名を置き、前条に定める委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は本会議を代表し、会務を総括する。

（会議の招集）

第6条 本会議の招集は、会長が行う。

- 2 委員は、必要に応じて会長に会議の招集を要請することができる。

（オブザーバー）

第7条 本会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることもできるとともに、本会議の活動に協力することができる。

（事務局）

第8条 本会議の事務局は、別紙のとおりとし、三重県県土整備部港湾・海岸課に置く。

(決議)

第9条 会議の決議は委員全員の同意を原則とする。ただし、賛否が分かれた場合は会長に一任する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

附 則 この規約は、令和7年9月17日より施行する。

(別紙)

三重県一般海域等管理条例あり方検討会 構成員

委 員

三重県漁業協同組合連合会 常務理事

植地 基方

三重大学大学院 生物資源学研究科 教授

葛葉 泰久

九州大学大学院 工学研究院 環境社会部門 准教授

清野 聡子

楠井法律事務所 弁護士

西澤 博

神奈川大学 法学部 教授

三浦 大介

(50 音順 敬称略)

事務局

三重県 県土整備部 港湾・海岸課

三重県 県土整備部 河川課

三重県 農林水産部 水産基盤整備課

三重県 農林水産部 農業基盤整備課

